**「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して、介護予防に取組みましょう！**

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる**「介護予防・生活支援サービス事業」**と、６５歳以上のすべての人が利用できる**「一般介護予防事業」**があります。



**「地域包括支援センター」（包括）**

**（☎23－7260）へご相談下さい。**

**※本人様と直接お話しし、心身の状況を確認した上で、今後の支援に**

**ついてご相談させていただきます。**

６５歳以上の人

**要介護（要支援）**

**認定を受けます**

**基本チェックリスト**

**を受けます**



要介護（要支援）認定をおすすめする場合もあります。

要介護１～５

要支援１・２

非該当の人

生活機能の低下が見られた人

自立した生活が送れる人

**介護サービスが**

**利用できます。**

**介護予防ケアマネジメント**

**地域包括支援センターで、本人や家族**

**と話し合い、ケアプランを作成します。**

**介護予防サービスが**

**利用できます。**

介護予防・生活支援サービス事業**が利用できます。**

**基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人**

**要介護（要支援）認定で要支援１・２の判定を受けた人**

**65歳以上のすべての人**

一般介護予防事業

**が利用できます。**

**介護予防・日常生活支援総合事業**

※事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護（要支援）認定を申請することができます。

**★基本チェックリストについて**

基本チェックリスト（一部）

　基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な

□バスや電車で１人で外出していますか？

□転倒に対する不安は大きいですか？

□週に１回以上は外出していますか？

□今日が何月何日かわからない時がありますか？

機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援

サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリスト

による判定で、サービスを利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業

**対象者**

**①要支援認定を受けた人**

**②基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった人**

**●介護予防ケアマネジメント**

**地域包括支援センターの職員などに相談し、目標とする生活やサービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成してもらいます。（無料）**

**ケアプランを作成**

**●介護予防訪問サービス**

**ホームヘルパーが訪問し、身体介護（食事や入浴の介助）、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を利用者とともに行います。**

**●自立支援訪問サービス**

**サービス事業所職員が訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を行います。**

**●住民主体訪問サービス**

**住民が主体となり、買い物援助、調理、ゴミ出し、電球の交換、庭木の剪定、草取り、掃除などの生活支援を行います。**

**訪問型サービス**

**●介護予防通所サービス**

**通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。**

**●自立支援通所サービス**

**通所介護施設（デイサービスセンター）等で、職員による、食事のサービスや運動、レクリエーションなどを日帰りで受けられます。**

**※入浴サービスはありません。**

**通所型サービス**

一般介護予防事業

**65歳以上の**

**全ての方が対象**

お住まいの近くで健康づくりや介護予防に取組めるよう、一般介護予防事業を行っています。

**●いきいき百歳体操**

効果的な介護予防体操「いきいき百歳体操」の身近な地域での取り組みをお手伝いします。要件を満たす団体については、立ち上げや運営費についての補助が受けられます。

**●健康大学講座**

専門医による健康づくりの講演会を開催します。健康に関する知識を高めましょう。

**●認知症予防体操教室**

認知症の発症を遅らせることを目的とした体操教室を開催します。

**●いきいき（介護予防）手帳**

自分らしい老後を送るための心構えやライフプランを記入できるような手帳を配布しています。

**●あいおいフレイル予防講座**

栄養士と歯科衛生士がサロン等に出向き自分で出来る介護予防につながる食事や、お口や歯の健康に関する講座を開催します。